

建設業

しんこう

建設産業の
今を伝え未来を考える

10

Oct. 2018

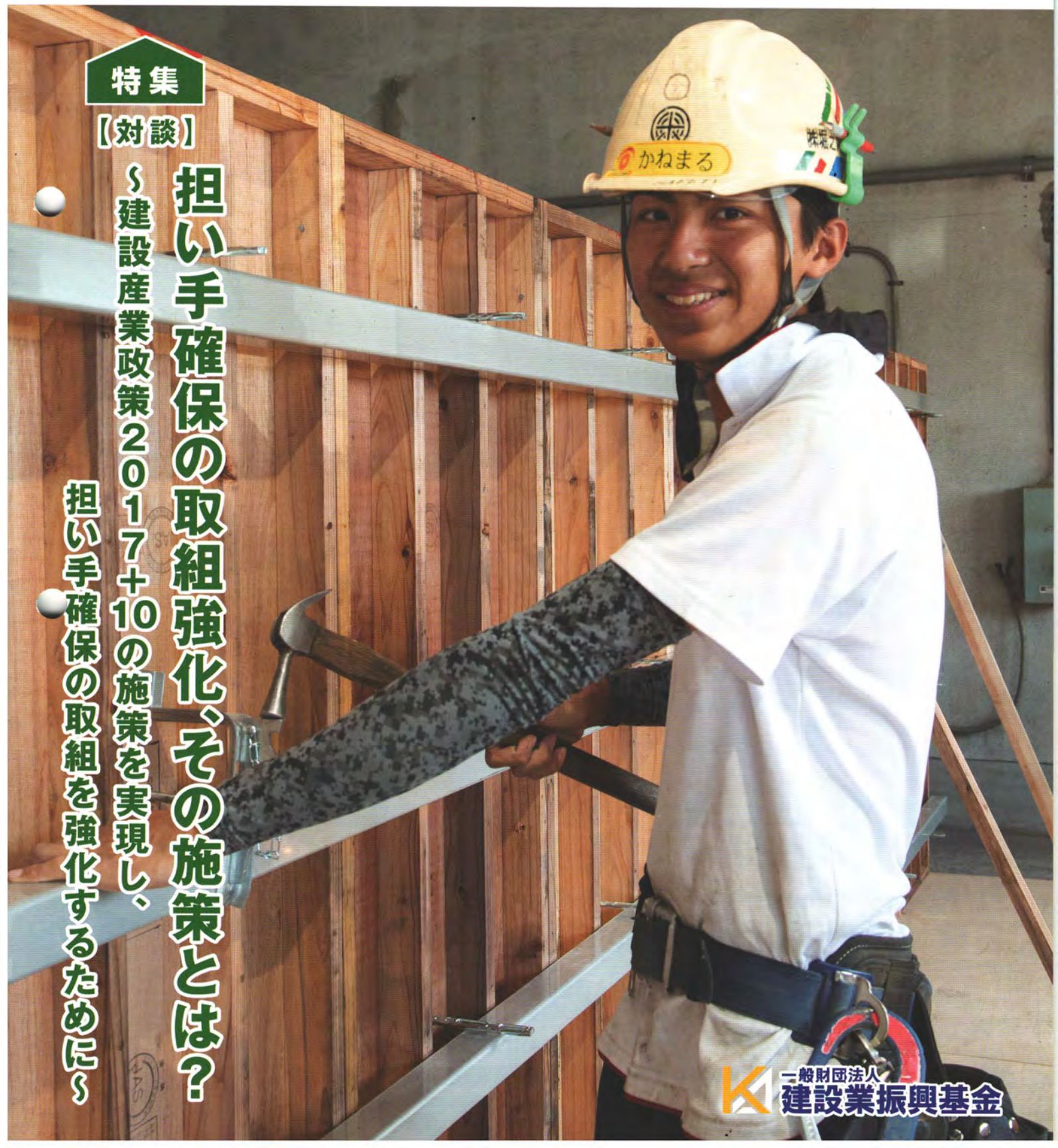
No. 502

特集

【対談】

担い手確保の取組強化、その施策とは？
〜建設産業政策2017+10の施策を実現し、

担い手確保の取組を強化するために〜



社長の責任！ 従業員のための就業規則

～働き方改革と働く喜びを作る就業規則～



第2話では賢説課長の指示で、袋小路さんと勤怠さんが「パートや日給月給の人にもわかりやすい『就業規則』」の原案を作成する過程を通して、「パート就業規則の必要性」と「周知不十分の危険性」に関するポイントを説明します。

■ パート就業規則原案作成打ち合わせ



袋小路くん

勤怠さん、あの石頭部長がよく「パート就業規則」の作成を認めたと思わないですか？

たぶん、賢説課長が「パート就業規則の必要性」をわかりやすく説明したのだと思うわ。だって、「パート就業規則」が無い場合は、労基署や裁判所に正社員用の就業規則をパートや日給月給の人にも全部適用していると解釈されるのよ。



勤怠さん

袋小路くん

えっ、そんなことが！

例えば、パート就業規則が無い状態で正社員用就業規則に「賞与は2カ月分支給する」という定めがあるのに、パートの労働契約書に「賞与は支給しない」と記述しても無効となるのよ。

勤怠さん

ポイント
1

「就業規則に違反する労働契約は、その部分は無効となる」(労働契約法第12条)

袋小路くん

なるほど、会社の正しい経営のためにも「パート就業規則」が必要ってことですね！

「パート就業規則」の大切さがわかったところで、どんな項目が必要か整理してみましょう！
「パートの就業規則のモデル例」が厚生労働省のホームページにあるからそれを活用すると良いわ。

勤怠さん

就業規則に記載する事項とは？

就業規則に記載する内容には、必ず記載しなければならない事項（絶対的必要記載事項）と、当該事業場で定めをする場合に記載しなければならない事項（相対的必要記載事項）があります（労働基準法第89条）。

絶対的必要記載事項

- ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交替制の場合には就業時転換に関する事項
- ② 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

相対的必要記載事項

- ① 退職手当に関する事項
- ② 臨時の賃金（賞与）、最低賃金額に関する事項
- ③ 食費、作業用品などの負担に関する事項
- ④ 安全衛生に関する事項
- ⑤ 職業訓練に関する事項
- ⑥ 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑦ 表彰、制裁に関する事項
- ⑧ その他全労働者に適用される事項



45歳。思いやりと決断力がある若手社長



55歳。会社一筋37年。頑固一徹、根はやさしい工事部長



40歳。経理・総務のベテラン。袋小路君と良いコンビ



40歳。几帳面な工事課長。袋小路君の天敵



原案作成

手島 伸夫

一部上場建設会社に34年勤務して、社長室次長、ISO品質保証システム部長を歴任。中小企業診断士、社会保険労務士、1級土木施工管理技士

本シリーズは中小建設産業の働き方改革を成功に導くため、働いていて楽しい職場を作り、生産性を高める「就業規則の整備」の推進を目的として、大都市の郊外にある老舗建設会社（従業員50名）を舞台とした従業員の会話形式で就業規則に関する疑問やポイントを説明します。

※就業規則は、労働基準法では常時雇用する労働者（正社員・契約社員・パート）が10人以上の場合、就業規則を作成して労働基準監督署への届出が必要とされています。

スクリプト

廣津 栄三郎

一部上場建設会社に37年勤務して、技術営業部長や関連会社の社長を歴任する。技術士、測量士、工学博士



■ パート就業規則の周知方法について打ち合わせ



袋小路くん

勤怠さん、「就業規則」を作っておけば、他に問題は無いですよね？

いいえ、作成したものはきちんと従業員に知らせることが必要よ。周知していない就業規則は無効になるわ。過去には従業員への周知不足により、懲戒解雇が認められなかった例もあるのよ！（フジ興産事件 最高裁 平成15年等）



勤怠さん

ポイント
2

周知方法については、従業員に対し、見やすい場所に掲示または備え付け、あるいはパソコン等で常時見れる状態、書面交付する等があります。

袋小路くん

へえ～周知ってとっても大切なんですね。現在の「就業規則」は会社のパソコンの社内ネットワークで閲覧できるようになっていますけど・・・それで十分でしょうか。

そうですね。正社員だけであればそれでも良いけど、パートさんたちは社内ネットワークにアクセスできないでしょう！だから、その方法だけではパートさんたちに周知したことになるわ。

勤怠さん

袋小路くん

確かにそうですね。じゃあ、「パート就業規則」を「事務所に備え付けているので閲覧に来てください」と伝えるのはどうですか。

それだと、事務所にあまり来ないパートさんたちに十分に周知できるかしら？「パート就業規則」については正社員も正しく知っておく必要があるように思うし・・・。

勤怠さん

袋小路くん

「パート就業規則」は、パートさんの休憩室への備え付けと、社内ネットワークの両方で閲覧できるようにする。そうすれば社員もパートさんも全員いつでも閲覧できますよね！

そうですね。ところでデートの時間は大丈夫？ 急がないと残業になっちゃうわよ！

勤怠さん

袋小路くん

トホホホ・・・

二人とも頑張っているね！そういえば超勤課長が遠距離現場への移動時間と就業時間の関係について相談したいと言っていたから、後で確認しておいてもらえるかな。頼んだよ！



賢説課長

第3回は、12・1月合併号での掲載です。



勤怠 みほ

28歳。入社10年、実務に詳しい事務員



袋小路 カイト

25歳。時々ボカをするが、仕事熱心な事務員



有給 ありさ

工事部・建設技能者（パートタイム）



労務 新仁

工事部・建設技能者（日給月給）